

社会福祉法人慈雲会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慈雲会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費・宿泊費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。ただし、発生した費用についてこれを支払わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事報酬
- (2) 職員兼務役員等の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、定めるものとする。

- (1) 報酬＝別表1に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、職員給与を支払っていることからこれを支払わない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 報酬は毎月15日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日）に支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった月の翌月15日に支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合においてもこれを支給しない。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第12条この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則：この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和4年6月18日より適用する。

別表1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	600,000 円

別表2（非常勤役員等の報酬）

評議員会の出席	15,000 円
理事会への出席	15,000 円
監事監査出席	50,000 円

し

附則 支給基準の根拠について

社会福祉法人2～4法人の報酬規定の事例を調査すると、役員、監事に対する報酬は奉仕という法人から20,000円まである。理事長の報酬についても奉仕から1,250,000円まである。

理事、監事の報酬費用について考察する場合、業務内容が大きく変わるのは施設数であると推測されるが慈雲会の場合は運営施設が1つであることから考えると、2～1施設の提示している報酬の平均を参考にして決定することができれば良いと考えられる。また参考に、財団法人5施設も調査した。